

滋賀県スポーツ協会における指定管理施設の休館について

新型コロナウイルス感染拡大防止の措置として、下記の指定管理施設を県の指示により当面の間、休館を延長いたしますのでお知らせいたします。

ご利用の皆様にはご不便をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 対象施設

- 県立スポーツ会館
- 彦根総合運動場野球場
- ウカルちゃんアリーナ（県立体育館）
- 県立武道館
- 県立琵琶湖漕艇場
- 長浜バイオ大学ドーム（長浜ドーム）
- 県立栗東体育館
- 柳ヶ崎ヨットハーバー
- アイスアリーナ

2 休館期間

- 令和2年5月7日（木）から当面の間

- ご利用の皆様には、開催の中止や延期の検討を要請いたしますので、ご協力をお願いいたします。